

# <総合社会福祉会館の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組み>

## 1 「三つの密」を避けるための取り組みの徹底

- ア 密閉空間を避けるため、定期的に窓の開放による換気を行う。(30分に1回以上、数分間程度)
- イ 密集場所としないため、大人数での利用は控えていただくようお願いする。
- ウ 密接場面を発生させないため、施設内での近距離での会話や、大声での発声、歌唱を伴う利用は控えていただくようお願いする。

上記の他、健康体操教室などの室内での運動や大人数での会食などを控えていただくとともに、利用人数を制限しソーシャルディスタンスが確保されるよう配慮する。

### 本館の取り組み

- ・ 部屋の中の椅子の数を定員の2分の1以下に減らします。
- ・ フリースペースは立ち入り禁止、もしくは施錠による入退室管理を行います。
- ・ 貸会議室の部屋使用簿に新型コロナウイルス感染症対策のチェック項目を追加します
- ・ 貸会議室申し込み時に、「名古屋市総合社会福祉会館 会議室使用に関する同意書」で利用者に対し感染拡大防止に関する事項に協力することの同意を頂きます。

## 2 ウイルス飛沫・付着予防対策の実施

アルコール消毒液の設置、利用者の手洗い・うがいの徹底を促すとともに、不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気スイッチ、電話(スマートフォン)」の3つのDをはじめとする高頻度接触部位について、除菌及び接触後の手洗いにおける接触感染防止を促す取り組みを実施する。

### 本館の取り組み

- ・ 各会議室及び5～7階EV前に手指消毒液を設置します。
- ・ 職員が「3つのD」や貸出機材など高頻度接触部位について、定期消毒を適切に実施するとともに、会議主催者による都度消毒の協力をいただく仕組みを講じます。

## 3 感染追跡調査を可能とするための措置

速やかな感染追跡調査が可能となるよう利用者全員との連絡体制づくりを利用申込者に徹底する。(利用申込者が市へ提供する個人情報、必要に応じて保健センター等へ情報提供する旨の同意を前提とする。)

### 本館の取り組み

- ・ 「名古屋市総合社会福祉会館 会議室使用に関する同意書」の中で、必要に応じて保健センター等へ情報提供に応じるよう同意を頂きます。
- ・ 参加者の連絡先を記載する「会議参加者名簿」を用意し、必要に応じて主催団体に提供し、保管をお願いします。

## 4 指定管理者の感染防止対策の実施

職員等の健康状態の把握に努めるとともに、マスク着用や手洗いの励行等により感染予防対策を行う。会館受付窓口にアクリルボードまたは飛まつ防止シートを設置する。

## 5 市内保健センター等との連携

感染者の施設の利用が明らかになった場合には、速やかに保健センターに連絡を取り対応を協議し、感染追跡調査の実施に協力するとともに、施設内の消毒作業等の助言を受けるものとする。